

**「スワップ契約が顧客の債務不履行によって解除され
銀行からの損害賠償請求が認容された事例」**

【 判例出典 】

- ・ 金融・商事判例 1032号 28頁～
平成9年5月28日 東京高裁第20民事部判決
- ・ 金融・商事判例 1032号 35頁～
平成7年11月6日 東京地裁民事第25部判決

【判決要旨（控訴審）】

銀行と顧客とのスワップ契約が顧客の債務不履行により解除された場合、右契約の解除後に到来する各決済日における日本円と外貨の交換により銀行が受けるべき利益を喪失することになるから、銀行は、顧客に対し、右契約の解除によって生じた得べかりし利益の喪失による損害の賠償を請求することができる。

（「金融・商事判例」より抜粋）

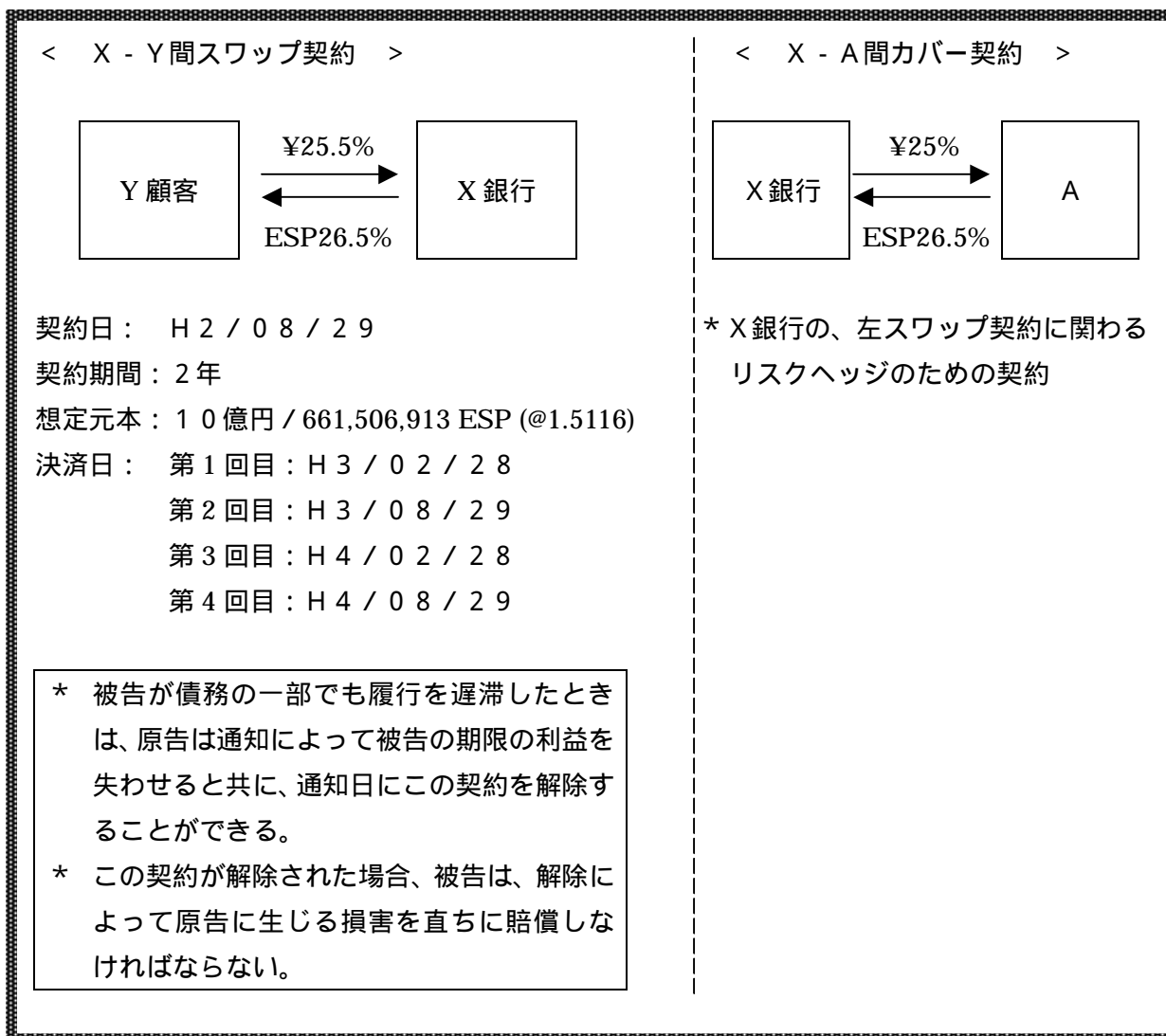
報告

- ・ 平成12年10月2日
- ・ 大阪大学法学部 '97年度生 藤山竜大 ・ 柳澤陽介

報告の流れ



前提となる事実



X - Y間スワップ契約における第 2 回支払日に、
 Y は X に対する金利決済金の支払をしなかった。

X は、通知をもって Y との当該スワップ契約を解除した。
 (H 3 / 0 9 / 3 0 付)

それを受けて X はさらに、A とのカバー契約も解除した。
 その際、解除に要する費用として ¥ 38,138,811 を A に対して支払った。

当事者の主張

| | 原審 | 控訴審 |
|------------------|--|--|
| X の 主 張 | <p>第2回決済金支払についての債務不履行に基づき、 ¥17,713,953を支払え。</p> <p>Aとのカバー契約の解除に要した費用として、 ¥38,138,811を支払え。 (主張変更)</p> <p>第3・4回の決済金支払義務を完了させる義務として、 ¥38,138,811を支払え。</p> | <p>左記に同様</p> <p>本件契約の解除により、Xの、第3・4回の決済金の支払を受ける権利が失われたことに対する損害賠償として、(失われた経済的地位の回復) ¥38,138,811を支払え。</p> |
| Y の 主 張 | <p>Xは、Yに損失が出ることを承知しながらこれを告げず、かえって利益の出る取引であると虚偽の事実を述べて契約を締結させた。したがって、Xの詐欺による取消を求める。</p> | |

判旨

| 原審判決 | 控訴審判決 |
|--|--|
| <p>Yの主張については、認めない。</p> <p>Yには取引を理解できなかったとは考えられない</p> <p>XがYを騙したとの事実は認められない</p> <p>第2回決済金支払については、認める。(Xにおいて相殺済)</p> <p>Xの、Aとのカバー契約は、本件契約とは独立のものであり、カバー契約の解除により生じた損害を、本件契約の解除による損害ということとはできない。</p> | |
| <p>将来における履行義務を負った双務契約が有効に解除されれば、契約当事者は、少なくとも将来における履行の義務そのものは免れる。</p> <p>Xがどれだけの損害を被ったといえるか確定しない。</p> <p>請求棄却</p> | <p>Yの債務不履行によって本件契約が解除されたことに伴ってXが被る、将来得べかりし利益の喪失による損害は、この債務不履行に伴う通常の損害である。</p> <p>Xの損害の額は確定することができる。</p> <p>本件の場合、解約時点における先物為替レートに基づいて算出される、第3・4回支払日におけるそれぞれの決算金の合計金額をXの被った損害の額とした。</p> <p>さらに、その方法を客観的で信頼性が高く、合理的なものと判断した。</p> <p>請求認容</p> |

控訴審判決の意義

スワップ契約の解除についても、なんら特殊な理論が適用される訳ではなく、その解除に伴う損害賠償が認められ、その範囲は民法416条により定まることを明確にした。

スワップ契約に、損害賠償契約の方法が記載されていなくとも、あるいは、損害に関する条項がない場合であっても、裁判所がその事案に適切と判断する算定方法により、賠償額を算定できることを明確にした。

参考文献

< 判例評釈 >

- ・ 道垣内弘人「スワップ契約の債務不履行を原因とする解除と損害賠償をめぐる問題点」
(金融法務事情 1471号 1997年)
- ・ 小杉丈夫「スワップ契約を債務不履行を理由として解除した銀行に対して顧客が
負う損害賠償責任」(金融法務事情 1524号 1998年)

< 論文 >

- ・ 福島良治「デリバティブ取引の法務とリスク管理」(きんざい 1997年)
- ・ 千保喜久夫「デリバティブの知識」(日本経済新聞社 1999年)
- ・ 道垣内弘人「スワップ取引に関する私法上の問題点(下)」
(金融法務事情 1344号 1993年)
- ・ 福島良治「デリバティブ取引の説明義務(上)」(金融法務事情 1444号 1996年)
- ・ 和仁亮裕 玄君先「デリバティブ取引と担保」(金融法務事情 1426号 1995年)

補足：スワップ契約の解除による損害額の認定について

【現在考えられている損害額の認定方式】

契約価値方式

期限前終了の時点で残存期間に対応する等価値の取引を再構築するのにかかるコストを損害額とする。信用力の高い、複数ディーラーの算定値の平均をとるのが一般的である。

損害賠償方式

期限前終了により発生する損害額を当事者が計算し、その金額を賠償額とする。算定の基準が明確でなく、紛争を惹起しやすい。

算定式方式

一義的に賠償額を決定できるように算定式を決定しておく方式。為替相場変動の予想値などを媒介せざるを得ないため、客観性は必ずしも保証されず、むしろ現実味に乏しい賠償額を算出する恐れがある。

【ISDA MASTER AGREEMENT では】

- ・ マーケット・クォーテーション方式
 - ・ 損害賠償方式
- の2つのいずれかを選択することになっている。

（補説：マーケット・クォーテーション方式）

高い信用力を有するディーラーに損害額を算定してもらい、4社以上の算定があれば最高値と最低値を切り捨てたその平均値を損害額と認定する方式。上記の契約価値方式に該当する。

【 以上についての見解 】

実務上、の方式との方式の実質的差異はないといえる。なぜなら、の方式をとって当事者が賠償額を算定する際、の方式による算定で用いられる数値に依拠する場合はほとんどだからである。

しかし、本件訴訟では契約において、賠償額の認定の根拠となる方式が具体的に定められていなかったことが紛争の長期化を招いた。したがって、いずれにしても賠償額の認定方式を契約締結の段階で明確化しておくことが望ましい。ISDA MASTER AGREEMENTのような基本約定書の汎用化を期待する。

. 本件訴訟における請求金額についての疑問

*ここでは、報告者が本判例を見てゆくにあたって疑問に思ったこと、さらにその疑問に対する報告者なりの見解を記している。

【事実整理】

請求金額 = ￥32,238,390 及び これに対する利子

<内訳>

・ 第2回決済金 ￥17,451,725

解除日における為替レートに引きなおして

￥17,713,953

・ 契約解除に伴う損害賠償金 ￥41,164,325 の範囲内の

￥38,138,811

・ Yが本件取引に関してXに担保として差し入れていた預金債権元利金

￥23,614,734

以上から

+ - = **￥32,238,390**

【疑問 1】

なぜ第 2 回の決済金額を、解除日のレートに引きなおして算出するのか。

< 報告者の見解 >

- ・ これは、銀行取引約定書 7 条 3 項を根拠としている。

* 銀行取引約定書 7 条

期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、貴行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴行は相殺することができます。

前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。

2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。

【疑問 2】

原審においては、 の額の請求のみ認められたが、これはすでに と相殺されていた。となると、X は差額の約 600 万円分を余計に回収したことになるが、その返還請求は認められるのか。

< 報告者の見解 >

- ・ 仮説 … 金融機関と顧客との信用力のちがいを反映して、顧客のみが担保の徵求義務を負い、かつ余剰担保は返還しない片務的な担保取引を行う過去の慣習があった。
- ・ 仮説 … の額すべてには担保権を行使することはできず、 との差額、つまり余剰担保の約 600 万円については、返還請求が可能である。

【疑問 3】

X は損害賠償として、なぜ損害金全額を請求せず の額にとどめて請求したのか。

< 報告者の見解 >

特に客観的根拠が見当たらない。両当事者は長年の取引先どうしであったことから、原告側の被告に対する配慮にすぎないと思われる。